

平成20年 4月 吉日

事業主各位

独立行政法人  
雇用・能力開発機構愛知センター

独立行政法人  
雇用・能力開発機構が行う雇用管理研修の受講者募集について

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、すでにご承知のとおり「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」第五条に、「事業主は、雇用管理責任者を選任しなければならない。また、雇用管理を行うための知識の習得及び向上を図るように努めなければならない」と規定されています。

当センターは、この趣旨に基づき「より新しく正しい知識習得の場」として雇用管理研修を受講料“無料”で毎年開催しています。今年度の計画を下記の通りご案内しますので、担当者の積極的参加をご指導下さいますようお願いいたします。なお、当雇用管理研修は、普通コース（雇用管理総論）と専門コース（個別テーマ）がありますが、本年度より専門コースのカリキュラムが一部改正となり、後日ご案内しますのでよろしくお願い致します。

記

開催日	6月4日	6月25日	7月16日	9月10日	10月8日	11月12日
場所	独立行政法人 雇用・能力開発機構愛知センター 6階会議室					
コース区分（普通）	A	B	C	D	E	F
対象者	建設事業主、雇用管理責任者、労務・総務責任者 等					
日程・内容	別紙コースご案内ご参照下さい。					
定員	各40名					
受講料	無料					
申込方法	添付申込書にご記入の上、郵送またはファックスでお送り下さい。					
申込締切日	5月21日	6月11日	7月2日	8月27日	9月24日	10月29日

- \* その他 (1) 修了者には独立行政法人雇用・能力開発機構愛知センター長の修了証書を交付いたします。  
(2) 「建設事業主雇用改善推進助成金」を希望される方はご相談下さい。

問い合わせ

〒460-0003 名古屋市中区錦1-16-20グリーンビル5F

独立行政法人 雇用・能力開発機構愛知センター 業務第一課 宛

TEL 052-221-8751 (ダイヤル)

FAX 052-221-1271

## ◆雇用管理責任者と雇用管理研修◆

### ◎事業主は雇用管理責任者を選任しなければなりません

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（建設雇用改善法）」により、事業主は、建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者を選任し、建設労働者の雇用管理をさせなければなりません。

雇用管理責任者は、雇用管理について責任を持つという性格から、企業内においてある程度の地位にある人（例：労務課長・現場事務所長など）であって、雇用管理に関する相当の実務経験を有するものが望ましいとされています。

### ◎雇用管理責任者の職務

雇用管理責任者の職務は次のとおりです。

- (1) 建設労働者の募集に関すること
- (2) 建設労働者の雇い入れに関すること
- (3) 建設労働者の配置に関すること
- (4) 建設労働者の技能の向上に関すること
- (5) 建設労働者の職業生活上の環境の整備に関すること
- (6) 労働者名簿及び賃金台帳に関すること
- (7) 労働者災害補償保険、雇用保険及び中小企業退職金共済制度その他建設労働者の福利厚生に関すること

このように雇用管理責任者の職務はかなり広い範囲に渡っているため、幅広い知識が必要となります。

### ◎雇用管理研修を受講しましょう

建設雇用改善法では「事業主は、雇用管理責任者について、必要な研修を受けさせるなど雇用管理に関する事項を管理するための知識及び向上を図るように努めなければならない」と規定しています。

このような主旨から、雇用・能力開発機構でも直営の雇用管理研修をおこなっています。この研修は雇用管理責任者はもちろん、建設事業主やその雇用する労働者（総務担当者など）も受講することができることになっています。

快適で活力ある職場作りの第一歩として雇用・能力開発機構の雇用管理研修を利用してみたいはいかがでしょうか。